

令和8年度 就学援助費の申請について

志摩市教育委員会では、お子さまを公立の小・中学校へ通学させるうえで、経済的にお困りの保護者の方に対し、学用品費などを援助する『就学援助制度』を設けています。希望する方は、以下の内容をご確認いただき申請してください。

1. 就学援助費を受けることができる方

次のいずれかに該当し、志摩市に住民票を有する保護者

- ① 生活保護を受けている（対象：小学6年生、中学校3年生）
- ② 個人事業税または固定資産税の減免・免除、もしくは市民税の非課税や減免を受けている
- ③ 国民年金保険料の免除または国民健康保険税の減免・免除を受けている
- ④ 児童扶養手当を支給されている
- ⑤ 生活更生資金等による貸付けを受けている
- ⑥ 志摩市教育委員会が定める生活保護基準額の1.4倍未満の所得である（世帯員全員の所得で判定します）
- ⑦ その他、志摩市教育委員会が必要と認めた者

【参考】⑥の世帯の所得で判定する場合の目安

家族構成	世帯の合計所得金額
2人（35歳、8歳）	約243万円以下
3人（37歳、35歳、8歳）	約293万円以下
4人（37歳、35歳、8歳、4歳）	約331万円以下
5人（37歳、35歳、14歳、8歳、4歳）	約367万円以下

※上記の所得基準は世帯構成・人数・年齢などによって異なりますので、あくまでおおよその目安としてください。

※給与所得又は公的年金等に係る所得がある場合は、所得金額から10万円（10万円未満の場合はその額）を控除した額を所得金額とします。

2. 申請手続き方法

○ 申請に必要なもの

- ・ 必要事項を記入した「就学援助費申請書（委任状・口座振替依頼書）」

※ 令和7年1月2日以降に志摩市へ転入された方は、同居者全員の令和7年度の所得証明書を添付してください。
(令和7年1月1日の住所地で交付を受けてください)

○ 申請書提出先

- ・ 小学校入学予定の児童の保護者 ⇒ 児童が通っている幼稚園・保育所（園）・こども園
- ・ 小中学校在籍の児童生徒の保護者 ⇒ 児童生徒が在籍している学校

※ きょうだいが小中学校にいる場合は、学年が1番上の児童生徒が在籍する小中学校へ提出してください（申請書は1世帯1枚の提出です）。

3. 審査について

○保護者から提出された申請書については、認定基準に基づき審査を行い、審査結果は2月頃通知します。

○所得で判定の場合、世帯全員（住民基本台帳に登録の家族全員）の合計所得で審査します。税の申告がお済みでない場合は審査できませんので、所得がない方も必ず税の申告を済ませてください。

※単身赴任等により別居している場合でも、生計が同一となり審査の対象に含まれる場合があります。

4. 就学援助費の支給内容・時期

※申請時期により支給されない費目があります。

○支給内容：新入学児童生徒学用品費（対象：小・中学1年生）、学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、

○支給時期：7・12・3月の年3回に分けて支給します

○学校徴収金に未納がある場合は、学校長口座に振り込むことがあります。

○生活保護受給世帯は、小学6年生または中学3年生の児童生徒の修学旅行費のみが就学援助費で支給されます

■令和8年度年間支給予定額（参考） ※支給額は変更する場合があります

費目	小学校		中学校	
	1年生	2～6年生	1年生	2～3年生
学用品費		11,640円		22,740円
通学用品費	-	2,270円	-	2,270円
新入学児童生徒学用品費	57,060円	-	63,000円	-
校外活動費（宿泊あり）		実績額（限度額3,690円）		実績額（限度額6,210円）
校外活動費（宿泊なし）		実績額（限度額1,600円）		実績額（限度額2,310円）
修学旅行費（小学校6年生、中学校3年生のみ）	-	実績額 (6年生のみ)	-	実績額 (3年生のみ)

※上記の年間支給額は4月までに認定された場合の金額です。

※5月以降に申請があった場合は、認定月以降の学用品費及び通学用品費を月割額で支給します。

校外活動費及び修学旅行費については、認定日以降に実施した場合のみ支給します。

※新入学児童生徒学用品費は当該年度4月末日までの申請分に限り支給します。その後に申請があった場合は、通学用品費を月割額で支給します。

5. 新入学児童生徒学用品費の支給について

○新入学児童生徒学用品費（対象：小・中1年生）は、入学前の令和8年3月19日に支給予定です。

○次のいずれかに該当する場合は、対象にはなりません。

- ・令和8年3月末日以前に志摩市外に転出される場合
- ・令和8年4月に志摩市の小中学校に入学されない場合

6. その他

○特別支援学級に在籍の児童生徒は、特別支援教育就学奨励費の対象者となります。

申請書の案内は令和8年4月下旬ごろに配布します。※就学援助費との併用は出来ません。

■就学援助は、児童生徒が円滑に学校生活を送るための制度です。虚偽の申請や目的外の使用が発覚した場合は、認定を取り消すことがあります。

■ご不明な点がありましたら、以下にお問い合わせください。

【問い合わせ先】 志摩市教育委員会事務局 学校教育課（市役所3階）TEL 44-0336 ／ FAX 44-5263